

# 税関前歩道橋リニューアル事業

## 要求水準書

令和6年9月

神戸市

# 目 次

1. 総則.....	1
1.1 要求水準書の位置付け.....	1
1.2 要求水準書の変更.....	1
2. 一般的事項.....	2
2.1 事業概要.....	2
2.2 基本方針.....	2
2.2.1 事業の特徴と既設計の概要等.....	2
2.2.2 発注方式の概要.....	2
2.3 対象施設.....	2
2.4 業務の範囲.....	3
2.5 事業期間.....	3
3. 基本条件.....	4
3.1 前提条件.....	4
(1) 事業場所.....	4
(2) 既存施設の状況.....	4
(3) 地盤条件.....	4
3.2 関係法令、準拠すべき基準等及び貸与資料.....	5
(1) 法令等.....	5
(2) 準拠すべき基準等.....	6
(3) 添付・貸与資料.....	8
4. 業務に関する要求水準.....	9
4.1 設計業務に関する要求水準.....	9
4.1.1 共通留意事項.....	9
(1) 設計業務の実施体制.....	9
(2) 設計業務に係る一般事項.....	9
(3) 設計業務の手順と前提条件等.....	9
(4) 価格等の交渉の実施.....	10

4.1.2 設計条件 .....	12
(1) 基本的な考え方 .....	12
(2) 構造変更 .....	12
(3) 施工計画 .....	12
(4) 関係機関協議等 .....	12
4.2 工事に関する要求事項 .....	13
4.2.1 共通留意事項 .....	13
(1) 工事の開始 .....	13
4.2.2 施工条件 .....	13

## 1. 総則

### 1.1 要求水準書の位置付け

「税関前歩道橋リニューアル事業要求水準書」（以下「本要求水準書」という。）は、神戸市（以下「本市」という。）が、税関前歩道橋リニューアル事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に対して要求する水準その他の事項（以下「要求水準」という。）を定めるものである。

本事業の目的達成のために必要な業務等については、要求水準書に明記されていない事項であっても、事業者の責任において全て完備又は遂行するものとする。

なお、本事業の要求水準を満足することを前提として、創意工夫を發揮した自由な提案やそれを上回る提案を妨げるものではない。

また、本市は要求水準を優先交渉権者選定の過程における審査条件として用いる。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな技術提案については失格となる。

本事業に応募する民間事業者は、要求水準書の内容を十分に確認したうえで提案すること。

### 1.2 要求水準書の変更

本市は、本事業の事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性が生じた場合は、要求水準書の見直し及び変更を行うことがある。

要求水準書の変更に伴い、事業者が行う業務内容に変更が生じるときは、工事請負契約書及び設計業務委託契約書の規定に従い所定の手続きを行うものとする。

## 2. 一般的事項

### 2.1 事業概要

実施方針（案）「1.1 事業内容に関する事項」のとおりとする。

### 2.2 基本方針

#### 2.2.1 事業の特徴と既設計の概要等

実施方針（案）「1.1 事業内容に関する事項」のとおりとする。

#### 2.2.2 発注方式の概要

実施方針（案）「1.1 事業内容に関する事項」のとおりとする。

### 2.3 対象施設

本事業における整備対象施設は表 2-1 のとおりある。

表 2-1 整備対象施設

区分	対象施設	整備内容
土木 工事	鋼橋上部工	設計業務一式、工事一式
	鋼橋下部工	設計業務一式、工事一式
	土工（北西側東遊園地アプローチ部）	設計業務一式、工事一式
	旧橋撤去工	設計業務一式、工事一式
建築 工事	建築工 ・南東側エレベーターシャフト（RC造・2階建） 建築面積：12.53m <sup>2</sup> 免震、制震 延床面積：14.94 m <sup>2</sup> 建物高：9.22 m ・南西側エレベーターシャフト（RC造、2階建） 建築面積：11.64m <sup>2</sup> 免震、制震 延床面積：18.76 m <sup>2</sup> 建物高：8.91 m	設計業務一式、工事一式 ※税関前歩道橋リニューアル事業に伴う建築・電気設備に係る一切の工事を行うものである。
	昇降機工	設計業務一式、工事一式 ※税関前歩道橋リニューアル事業に伴う昇降機設備に係る一切の工事を行うものである。

## 2.4 業務の範囲

事業者が実施する業務の範囲は表 2-2 のとおりである。

表 2-2 業務の範囲

設計業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事前調査等</li><li>・ 前 2.3 に記載する対象施設に係る計画・設計</li><li>・ 計画・設計に係る関係機関協議、及び関係機関協議資料の作成 関係機関とは、主に、警察、(兵庫県公安委員会)、道路管理者(国土交通省兵庫国道事務所、及び阪神高速道路株式会社)、地元自治会、地下埋設物管理者等を想定している。</li><li>・ 計画・設計に係る関係機関への手続き(各種申請等)</li><li>・ その他、設計業務を実施するうえで必要となる関連業務</li></ul>
工 事	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 前 2.3 に記載する対象施設に係る施工</li><li>・ 施工に係る関係機関協議、及び関係機関協議資料の作成 関係機関は、上記の設計業務と同じ機関を想定している。</li><li>・ 供用開始までに必要な関係機関への手続き(各種申請等)</li><li>・ その他、工事を実施するうえで必要となる関連業務</li></ul>

## 2.5 事業期間

実施方針(案)「1.1 事業内容に関する事項」のとおりとする。

### 3. 基本条件

#### 3.1 前提条件

税関前歩道橋の設置にあたっての前提条件は以下に示すとおりである。

##### (1) 事業場所

神戸市中央区加納町6丁目、新港町、浜辺通6丁目及び小野浜町

##### (2) 既存施設の状況

阪神高速、既設歩道橋、地下埋設物、並びに周辺道路に関する付属施設等の本事業の設計業務及び工事に関係する既存施設の状況は、「3.2 (3) 添付・貸与資料」に示す資料のとおりとする。

##### (3) 地盤条件

事業計画地付近における地盤調査資料は、「3.2 (3) 添付・貸与資料」に示す資料のとおりとする。資料確認後、追加調査が必要な場合は、別途本市と十分調整を実施すること。

なお、地盤調査結果を踏まえて、支持層及び基礎構造の選定などを確認すること。

## 3.2 関係法令、準拠すべき基準等及び貸与資料

業務の実施にあたっては、以下の関係法令及び基準・仕様等を遵守すること。なお、基準等の間で相反する疑義が生じた場合は、別途本市と協議のうえ、適否について協議すること。

### (1) 法令等

- ・道路法 昭和二十七年法律第百八十号（令和五年法律第三十四号による改正）
- ・建築基準法 昭和二十五年法律第二百一十号（令和六年法律第五十三号による改正）
- ・都市計画法 昭和四十三年法律第百号（令和六年法律第四十号による改正）
- ・消防法 昭和二十三年法律第百八十六号（令和五年法律第五十八号による改正）
- ・水道法 昭和三十三年法律第百七十七号（令和五年法律第三十六号による改正）
- ・下水道法 昭和三十三年法律第七十九号（令和四年法律第四十四号による改正）
- ・電気事業法 昭和三十九年法律第百七十号（令和五年法律第四十四号による改正）
- ・水質汚濁防止法 昭和四十五年法律第百三十八号（令和四年法律第六十八号による改正）
- ・騒音規制法 昭和四十三年法律第九十八号（令和四年法律第六十八号による改正）
- ・振動規制法 昭和五十一年法律第六十四号（令和四年法律第六十八号による改正）
- ・環境の保全と創造に関する条例 平成 7 年兵庫県条例第 28 号（令和 6 年兵庫県条例第 21 号による改正）
- ・大気汚染防止法 昭和四十三年法律第九十七号（令和四年法律第六十八号による改正）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 平成十八年法律第九十一号（令和五年法律第五十八号による改正）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 昭和四十五年法律第百三十七号（令和四年法律第六十八号による改正）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 平成十二年法律第百四号（令和四年法律第六十八号による改正）
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネルギー法） 昭和五十四年法律第四十九号（令和四年法律第四十六号による改正）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法） 平成十二年法律第百号（令和三年法律第三十六号による改正）
- ・建設業法 昭和二十四年法律第百号（令和六年法律第四十九号による改正）
- ・道路交通法 昭和三十五年法律第百五号（令和六年法律第五十九号による改正）
- ・労働安全衛生法 昭和四十七年法律第五十七号（令和四年法律第六十八号による改正）
- ・地方自治法 昭和二十二年法律第六十七号（令和六年法律第六十五号による改正）
- ・神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例 平成 20 年 4 月 1 日条例第 1 号(令和 6 年 3 月 29 日施行)・規則 平成 20 年 6 月 30 日規則第 11 号(令和 6 年 3 月 12 日施行)
- ・神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例 平成 6 年 3 月 31 日条例 51 号（令和 6 年 5 月 31 日施行）・規則 平成 6 年 3 月 31 日規則 107 号（令和 5 年 6 月 1 日施行）
- ・福祉のまちづくり条例 平成 4 年兵庫県条例第 37 号（平成 30 年 3 月 22 日条例第 27 号による改正）

・その他関連法令、条例、関係指針等

## (2) 準拠すべき基準等

- ・神戸市土木請負工事必携（土木工事共通仕様書）（令和 5 年 10 月改定版 神戸市）
- ・神戸市土木工事書類作成マニュアル（令和 5 年 10 月改定版 神戸市土木技術管理委員会）
- ・神戸市道路設計・調査業務等共通仕様書（R4.10 神戸市）
- ・神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書（2023 年 10 月 1 日改訂 神戸市）
- ・神戸市道路設計指針（案）（H29.4 神戸市）
- ・道路構造令の解説と運用（R3.3 日本道路協会）
- ・道路橋示方書・同解説 I～V 編（H29.11 日本道路協会）
- ・立体横断施設技術基準・同解説（S54.1 日本道路協会）
- ・防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（R3.3 日本道路協会）
- ・舗装の構造に関する技術基準・同解説（H13.7 日本道路協会）
- ・鋼道路橋設計便覧（R2.9 日本道路協会）
- ・鋼道路橋施工便覧（R2.9 日本道路協会）
- ・鋼道路橋防食便覧（H26.3 日本道路協会）
- ・コンクリート道路橋設計便覧（R2.9 日本道路協会）
- ・コンクリート道路橋施工便覧（R2.9 日本道路協会）
- ・コンクリート標準示方書 2023 年制定（(公社)土木学会）
- ・杭基礎設計便覧（R2.9 日本道路協会）
- ・杭基礎施工便覧（R2.9 日本道路協会）
- ・道路橋支承便覧（H30.12 日本道路協会）
- ・鋼構造架設設計施工指針（2012 年版 土木学会）
- ・道路土工要綱（H21.6 日本道路協会）
- ・道路土工一切土工・斜面安定工指針（H21.6 日本道路協会）
- ・道路土工－盛土工指針（H22.4 日本道路協会）
- ・道路土工－軟弱地盤対策工指針（H24.7 日本道路協会）
- ・道路土工－擁壁工指針（H24.7 日本道路協会）
- ・道路土工カルバート工指針（平成 21 年度版）（社団法人日本道路協会）
- ・道路土工仮設構造物工指針（平成 11 年 3 月）（社団法人日本道路協会）
- ・舗装設計施工指針（H18.2 日本道路協会）
- ・舗装設計便覧（H18.2 日本道路協会）
- ・道路の移動等円滑化整備ガイドライン改訂版（H23.8 国土技術研究センター）
- ・橋梁撤去技術マニュアル（第 6 回改訂版 北陸橋梁撤去技術研究会）
- ・公共測量 作業規程の準則（R5.3 日本測量協会）
- ・作業規程の準則 解説と運用（R5.3 国土交通省）
- ・測量成果電子納品要領(案)（H20.12 国土交通省）
- ・神戸市電子納品運用指針（簡易版）（案）（R3.4 神戸市）

- ・神戸市バリアフリー道路整備マニュアル（2016改訂版 神戸市）
- ・神戸市 ICT 活用工事実施要領（令和4年4月1日改定 神戸市土木技術管理委員会）
- ・土木請負工事設計変更ガイドライン（平成29年4月 神戸市）
- ・土木請負工事設計図書の照査ガイドライン（平成30年4月 神戸市）
- ・神戸市工事情報共有システム実施要領（令和5年4月改定 神戸市）
- ・神戸市デジタル工事写真の黒板情報電子化基準（令和5年7月1日 神戸市）
- ・神戸市電子納品運用指針（簡易版）（案）（令和3年4月1日 神戸市）
- ・委託契約約款（令和6年4月1日 神戸市）
- ・工事請負契約約款（令和6年4月1日 神戸市）
- ・神戸市建築主事取扱要領（令和6年4月1日改正 神戸市）
- ・神戸市建築関係指導指針、要綱等（神戸市防災計画指導指針 令和3年12月改訂）  
（神戸市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る特定建築物の計画の認定等事務処理要領 令和3年4月1日改正）  
（「建築物に附置すべき駐車施設に関する条例」第9条の運用基準 平成28年2月1日施行）等
- ・神戸市建築基準法関係告示等  
（建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定 平成24年6月1日施工）  
（建築基準法第22条の規定による区域の指定 昭和61年1月6日告示）  
（平成27年国土交通省告示第255号第1第4項に規定する常備消防機関の現地到着時間の指定 令和2年4月17日告示）  
（建築基準法第42条第2項の規定による道の指定 昭和40年3月22日告示）  
（用途地域の指定のない区域における建築形態規制 令和2年9月7日施行）  
（建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任 平成29年4月3日告示）等
- ・神戸市消防用設備等技術基準（令和6年4月 神戸市消防局）神戸市火災予防条例 昭和37年4月1日条例第6号（令和6年4月1日施行）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部・環境課
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和4年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部・環境課
- ・建築構造設計指針・同解説（令和6年3月）文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
- ・建築工事安全施工技術指針・同解説（平成27年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部
- ・建築構造設計基準及び同基準の資料 令和3年版（国土交通省）
- ・建築設計基準及び同解説 令和3年版（国土交通省）

- ・建築工事 監理指針 令和 4 年版（国土交通省）
- ・建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（（一社）日本建築センター）
- ・電気設備工事監理指針 令和 4 年版（国土交通省）
- ・機械設備工事監理指針 令和 4 年版（国土交通省）
- ・建設機械施工安全技術指針（平成 17 年 3 月一部改正）（国土交通省）
- ・土木工事安全施工技術指針（令和 6 年 3 月）（国土交通省）
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱 令和元年 9 月 2 日（国土交通省）
- ・建設工事副産物適正処理推進要綱 平成 14 年 5 月 30 日改正（国土交通省）
- ・日本産業規格(JIS)（経済産業省）
- ・日本電機工業会規格(JEM)（（一社）日本電機工業会）
- ・電気規格調査会標準規格(JEC)（（一社）電気学会）
- ・電線技術委員会標準規格(JCS)（（一社）日本電線工業会）
- ・経済産業省電気設備技術基準（平成 9 年）（通商産業省令第五十二号）、内線規定（2016 年版）（（一社）日本電気協会）
- ・設計便覧（国土交通省）
- ・建築設計業務補足資料（令和 5 年 3 月）（神戸市建築住宅局建築課）
- ・その他関連要綱、各種基準等

### (3) 添付・貸与資料

添付資料・貸与資料は以下のとおりである。

#### ①添付資料

表 3-1 添付資料

項目	項目	配布方法
添付資料①	位置図	ホームページでダウンロード
添付資料②	事業一般図 (地下埋設図含む)	ホームページでダウンロード

#### ②貸与資料（既設計成果）

表 3-2 貸与資料

項目	項目	整備状況
貸与資料①	予備設計業務 一式	閲覧（参加表明書の提出者には別途 CD-R を貸与）
貸与資料②	詳細設計業務 一式 (ボーリング調査結果含む)	閲覧（参加表明書の提出者には別途 CD-R を貸与）

※閲覧方法は、実施方針（案）「7.既設計成果の閲覧に関する事項」に示すとおり。

## 4. 業務に関する要求水準

### 4.1 設計業務に関する要求水準

#### 4.1.1 共通留意事項

##### (1) 設計業務の実施体制

技術提案・交渉方式においては、本市及び優先交渉権者が有する情報・知識・経験を融合させながら、設計業務を進めていくもので、技術提案の妥当性が説明できる限り、優先交渉権者の技術、体制、設備等を前提に仕様を決めることができる。

本市は、優先交渉権者の技術提案の適用可否、追加調査、協議等の可否を的確に判断し、優先交渉権者に速やかに指示を出すことができる。

また、優先交渉権者が実施する設計業務に対して、過剰な設計とならないよう指示を出すことができる。

##### (2) 設計業務に係る一般事項

- ① 優先交渉権者は、基本協定及び設計業務委託契約締結後直ちに、提出した技術提案書（以下「技術提案書」と言う。）を基に、設計業務に着手すること。
- ② 「土木工事」及び「建築工事」の設計業務を実施するにあたっては、「3.2 (2) 準拠すべき基準等」に示す基準・仕様等に準拠すること。

##### (3) 設計業務の手順と前提条件等

###### a) 設計業務の手順

- ① 優先交渉権者は、本市が提示する要求水準に対して、設計業務を行うにあたっての不明点、不確定要素、要検討事項、課題及び課題に対する対応策（案）を提示すること。
- ② 優先交渉権者は、設計業務を行うにあたって必要となる追加調査について、その必要性や調査方法について検討し、本市と協議する。  
本市は協議の結果を踏まえ、必要な追加調査を優先交渉権者に指示する。
- ③ 優先交渉権者は、技術提案書に記載した事項について、その技術情報及び根拠等を提出するとともに、設計業務への適用の可能性や有効性、課題等について検討を実施し、本市と協議する。
- ④ 優先交渉権者は、上記②③の協議結果を踏まえ、設計業務を行う上で前提となる「前提条件書」を作成し、本市に提出すること。
- ⑤ 優先交渉権者は、前提条件書を基に、以下に挙げる内容を反映した設計業務を行うこと。
  - ア 優先交渉権者が提案した内容のうち、本市との協議の結果、設計業務に適用する項目
  - イ 優先交渉権者が挙げた課題に対して、本市との協議の結果、課題の対策として設計業務に適用する項目
  - ウ 追加調査を行った場合は、追加調査の結果、設計業務に適用する項目
  - エ 上記以外で、本市が設計業務に適用する必要があると判断する項目

⑥なお、設計業務の過程において、本市は優先交渉権者に追加提案、資料作成、検討を指示する場合がある。また、技術提案した内容や課題への対策等については、適用や実現が不可となる場合は、その後の設計の進め方について本市と協議する。

⑦設計業務の進捗に応じて、本市は、優先交渉権者に本事業の見積り並びに工事実施工程の作成を依頼する。

なお、優先交渉権者は、見積作成に当たり、積算基準、類似実績、数値根拠等を可能な限り明確にし、見積条件書を作成すること。

#### b) 前提条件書と契約書等の関係

技術提案・交渉方式は、優先交渉権者と設計業務委託契約を締結し、優先交渉権者が設計業務を進めながら価格等の交渉を行うものであり、交渉が成立した場合に工事請負契約などの各種契約を締結する。

技術提案・交渉方式の特徴を踏まえ、応募者が提案する技術提案書、優先交渉権者として行う設計業務、その後に締結する各種契約書などの位置付けを表 4-1 に示す。

表 4-1 各種資料及び契約書等の位置付け

項目	提示又は提出者	内容	本事業の位置付け
本書等※1	本市	公告資料等	契約書の一部
技術提案書	応募者	本事業に係る技術提案書	契約書の一部
見積書 1	応募者	技術提案書と合わせて提出する見積書	設計業務の予定価格算出の参考
前提条件書	優先交渉権者	本市と協議の上で定めた設計業務に係る前提条件書	契約書の一部
設計図書	優先交渉権者	技術提案書及び前提条件書に基づく設計図書	契約書の一部
見積条件書	優先交渉権者	価格等の交渉を経て提出する見積り条件書	予定価格算出の参考
見積書 2	優先交渉権者	価格等の交渉を経て提出する見積書	工事の予定価格算出の参考
各契約書等	本市	基本協定書及び各業務の契約書	基本協定書及び各契約書

※1\_本書等とは、公告等で公表した本事業に係る、実施方針（案）、本書、様式集、質疑回答、募集要項、各種契約書（案）等の一切を指す。

#### (4) 価格等の交渉の実施

##### a) 価格等の交渉

前提条件書及び見積条件書を基に、見積額に対する交渉を以下のとおり実施する。

- ① 本市が募集要項に定める参考額と優先交渉権者が作成する見積額との間に乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合には、前提条件書又は見積条件書の見直しに対する交渉を行い、見積額に対する合意条件を確認する。
- ② 本市は積算基準等から乖離のある工種について、乖離の理由及び見積りの根拠の妥当性の確認を行う。なお、本市はこの確認のために、優先交渉権者が実施した同一工種の工事实績又は資機材の支払伝票等、各種資料の提示を指示することができる。

#### b) 価格等の交渉の成立

本市と優先交渉権者の価格等の交渉の結果、次の条件①及び②を満たした場合に、価格等の交渉が成立したものとする。

- ①本市が募集要項に定める参考額と優先交渉権者が作成する見積額の総額に乖離が生じていない。また、一部乖離が見られる場合でも、その内容の妥当性や必要性が認められる。
- ②各工種の直接工事費が積算基準や類似実績等と乖離が生じていない。また、一部乖離が見られる場合でも、その根拠として信頼性のある資料の提示がある。

#### c) 価格等の交渉の不成立

##### ア 不成立時の手続き

優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合には、優先交渉権者にその理由を付して非特定の通知を行うとともに、技術評価点の次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者となった旨を通知する。

##### イ 当初の優先交渉権者の設計業務成果の取扱い

- ①当初の優先交渉権者との価格等の交渉を不成立とした場合においても、成立した場合と同様に、設計業務成果に対する完成検査及び支払いを行うものとする。
- ②次順位の交渉権者による設計業務の実施に当たっては、当初の優先交渉権者との設計業務成果の契約書に基づき、本市が著作権等の譲渡を受けることにより、必要に応じて当初の優先交渉権者の設計業務成果を参考とすることができる。
- ③上記①または②の場合、設計業務成果に当初の優先交渉権者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令の定めにより保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)が含まれ、当該特許権等を使用する場合、次順位の交渉権者は当初の優先交渉権者に対して、特許権等の使用の許可を申請し、許可を受けるとともに、次順位の交渉権者の見積り額に当該特許権等の許諾料等を含めること。

#### 4.1.2 設計条件

##### (1) 基本的な考え方

まちと港をつなぐ「渡りたくなる歩道橋」をテーマに、設計コンペにより選定した基本コンセプトを踏襲するとともに、高度で専門的なノウハウや工法を前提とした施工計画の策定、及び、確実な施工を実現するために必要となるデザインの変更を最小限に留めるべく、補足の設計を既設計成果に対して行い、現設計・施工の課題、問題点などを整理し、適切な対応方針・対策を導き、当歩道橋を現地に架ける目的を達成すること。

##### (2) 構造変更

- ・既設計の考え方及び設計条件を踏襲し、事業の目的達成のために必要かつ、基本コンセプトを逸脱しない範囲での部材寸法や仕様の変更は、本市との協議の成立を前提に認める。なお、構造変更を行う場合は、基本コンセプトを踏まえた景観性への適合状況を検証し、本市との協議においてその結果を示すこと。
- ・ライフサイクルコスト（イニシャルコスト及びランニングコスト）の低減を図ることができる検討を行うこと（桁の曲線加工を無くす、溶接の仕方、マンホール形状・数など）
- ・ただし、以下の項目についての変更は認めない。

橋梁形式（自定式吊構造）・平面線形・歩道幅員の変更は認めない。

下部構造のうち基礎杭は発注者からの支給品をすべて使用するものとする。

昇降路（斜路・階段）・昇降設備（エレベーター）の取り付け位置や設置方向の変更は認めない。

- ・道路移動等円滑化基準（ガイドライン）や神戸市バリアフリー道路整備マニュアルの基準を満足すること（斜路の勾配に反映が必要であるが、既設計では未反映）。

なお、桁厚や道路計画高を上げる必要がある場合、同時に勾配のバランスを考慮すること（斜路の延長が伸びる分は東遊園地アプローチ内ですり付けること）。

- ・歩道橋北西側の東遊園地アプローチ部は、別途実施予定の公園再整備工事と整合を図った設計を行うこと。
- ・現在架橋されている歩道橋との振動の比較を検討し、供用後にダンパーの後付けが可能か構造の検討を行うこと。
- ・点検や補修のしやすさ等の維持管理に配慮した構造とすること。また、将来的な定期点検の計画（案）、及び、補修が想定される部材に対する補修計画書（案）を検討すること。

##### (3) 施工計画

「4.2.2 施工条件」に示す施工条件を踏まえて最適な施工計画を検討すること。

##### (4) 関係機関協議等

本事業に係る関係機関協議等は、実施方針（案）「1.1 事業内容に関する事項」に記載のとおりとする。

設計業務の遂行にあたり必要となる協議・調整等に必要な資料作成を行うとともに、必要に応じて当該協議・調整等に出席すること。

## 4.2 工事に関する要求事項

### 4.2.1 共通留意事項

#### (1) 工事の開始

工事を実施する事業者は、工事請負契約締結後、価格等交渉の成立となった設計図書を基に、施工対象設備の施工に着手すること。

事業者は、共通仕様書、その他関係図書に従い、所定の書類を所定の時期に本市に提出し、その承諾を受けること。

### 4.2.2 施工条件

- ・歩道橋北西側の東遊園地アプローチ部は別途実施予定の公園再整備工事と整合を図った施工計画とすること。
- ・税関前交差点の通行止めや車線規制の日数を最小限とする施工計画を検討すること。
- ・国道2号の歩道橋による南北横断は交差点の東側、西側のいずれかは必ず確保した施工計画とすること。なお、東側径間の供用時はエレベーターも同時に供用すること。
- ・新港突堤西地区の大規模アリーナが令和7年4月に開業予定されている。工事期間中における大規模イベント興行時の歩行者誘導については、交通管理者とアリーナ運営者とで協議し適切に誘導できる施工計画とすること。
- ・工事期間中の工事進捗にあわせた歩行者、自転車動線やバリアフリー対策、車道や歩道の通行規制について、周辺への案内看板等による周知や迂回路の確保など、警察との協議も踏まえた施工計画とすること。
- ・隣接する阪神高速道路や桁下管理者の国土交通省等との協議などにより、必要に応じて、近接対策工の検討を踏まえた施工計画とすること。
- ・一部の桁では多軸式特殊台車による架設としているが、安全性や施工性を考慮し、最適な架設方法の検討を踏まえた施工計画とすること。